

daily コラム

2026年3月4日(水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

ギフティング(商品提供)は要注意 SNSで得た所得と確定申告

SNSで得た所得と確定申告

SNSが日常となった現在。インフルエンサーを本業とする人も増え、会社員、主婦や学生の毎日の投稿でも副収入を生むようになりました。そうすると、確定申告が身近な悩み事の一つになります。SNSでの収入は、所得税の課税対象であり、規模や実態により、事業所得と雑所得に区分されます。

事業所得	継続的な事業として 本格的活動をしている場合
雑所得	副業として 少額の利益を得ている場合

雑所得(会社員の副業など)に該当する人は、年間の所得金額(収入-経費)が20万円以下のときは、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要となります。

SNSによる「収入」の注意点は?

収入として計上すべきものには、次のようなものがあります。

広告・PR収益	X、Instagram、YouTube等の収益化プログラムや企業からのPR案件の収益
投げ銭・ギフト	LIVE配信アプリの収益
商品提供	企業から商品が無償で提供を受け、感想を投稿

収入で気を付けたいのは、ギフティング(商品提供や投げ銭)です。この場合、現金を受け取っていなくても、提供を受けた商品の「時価」を「収入すべき金額」としなければなりません。また、受け取った後の商品の使い方によって、会計処理も変わってきます。また、消費税の課税事業者の場合、消費税計算にも影響が出てきます。

<提供商品を業務で使用する場合>

(借方)仕入高・販促費など	×××
(貸方)売上高	×××

<提供商品を私用で使う場合>

(借方)事業主貸	×××
(貸方)売上高	×××

どんな支出が「必要経費」となるのか?

SNS活動に直接必要なものが対象です。

機材・通信費	撮影機材の償却費など、ネット回線費
コンテンツ 製作費	撮影用衣装、小道具代、 動画編集の外注、アプリ
活動費	取材のための交通費、 打合せ代その他

また、一部の経費は、業務と私用(家事費)の按分が必要な場合があります。



副業でも「業務」です。
「簡易な帳簿」を付けて
おきましょう。